

公益財団法人水戸市芸術振興財団水戸芸術館施設撮影に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水戸芸術館（以下「芸術館」という。）の施設撮影について必要な事項を定めるものとする。

(撮影許可申請書の提出)

第2条 芸術館の施設の撮影の許可を受けようとする者は、水戸芸術館施設撮影許可申請書（様式第1号）を公益財団法人水戸市芸術振興財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(撮影許可書の交付)

第3条 理事長は、撮影を許可したときは、水戸芸術館施設撮影許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(申請事項の変更)

第4条 芸術館の撮影の許可を受けた者（以下「撮影者」という。）は、申請事項を変更するときは、理事長の許可を受けなければならない。

(撮影協力謝礼金)

第5条 撮影者は、施設撮影の協力謝礼金として、別表に掲げる金額を納めるものとする。

(謝礼金の免除)

第6条 理事長は、撮影許可申請の内容が、次の各号の一に該当する場合は、協力謝礼金を免除することができる。

- (1) 個人が非営利かつ私的目的のために撮影するとき。
- (2) 芸術館を紹介する記事又は番組を制作するために必要な撮影をするとき。
- (3) 水戸市内の企業が広告宣伝のために必要な撮影をするとき。
- (4) その他理事長が特に免除に相当すると認めたとき。

(損害の賠償)

第7条 撮影者が、水戸芸術館の施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は理事長が定める損害額を賠償しなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年10月1日から施行する。

(水戸芸術館施設撮影に関する規程の廃止)

2 水戸芸術館施設撮影に関する規程（平成19年6月1日制定）は、廃止する。

付 則（平成21年12月1日規程第6号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

撮 影 対 象	写真撮影協力謝礼金 (1時間当たり)		動画撮影協力謝礼金 (1時間当たり)	
	基本時間帯 9:00～18:00	早朝・夜間	基本時間帯 9:00～18:00	早朝・夜間
広場等の野外施設	15,000 円	22,500 円	20,000 円	30,000 円
エントランスホール (2階回廊を含む。)	20,000 円	30,000 円	30,000 円	45,000 円
タワー内部	20,000 円	30,000 円	30,000 円	45,000 円
劇場、コンサートホール、ギャラリー等の屋内施設（エントランスホールを除く。）	40,000 円	60,000 円	50,000 円	75,000 円

備考

- 1 「早朝・夜間」とは、午前7時から午前9時まで及び午後6時から午後10時までの時間帯をいう。
- 2 理事長が特に必要と認めるときは、前項の時間を超え、又は繰り上げて撮影を行うことができる。この場合における撮影協力謝礼金の額は、早朝・夜間の時間帯と同額とする。
- 3 写真及び動画撮影に当たっては「撮影協力:水戸芸術館」のクレジットを表示すること。